

入札説明書

この入札説明書は、平成6年4月15日マラケシュにおいて作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (4) 愛媛県令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に「管工事」の業種の建設業者として登載されている者であること。
- (5) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (8) 上記(1)から(7)について、適正かつ確実に業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

※(5)については、別記3の「入札書のほかに提出する書類」を提出すること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、特例規則及び契約に関して愛媛県知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札時に入札書及び委任状（代理人が参加する場合）を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、別記2のとおり。

- (5) 入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、別記3のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
- ア 件名
- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (14) 入札金額は、業務に係る費用のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等において特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき指定する期日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書の落札決定の対象とする。
- (17) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (18) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(2)のとおり。

- (19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において 入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (20) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(19)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (23) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (24) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (25) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の例による。

5 入札保証金の免除

入札参加者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する場合がある。

- (1) 保険会社との間に愛媛県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき（保険証書で確認する。）。
- (2) 過去2年間において2件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (12) その他、入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、別記1の(6)のイによる低入札価格調査制度で設定された調査基準価格未満の価格をもって入札を行った者があるときは、調査の結果により落札者を決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者の氏名及び落札金額等を公表するものとする。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

9 契約保証金の免除

契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する場合がある。

- (1) 保険会社との間に愛媛県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき(保険証書で確認する。)
- (2) 過去2年間において2件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取りかわすものとする。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

12 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

13 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

14 その他必要な事項

- (1) 別記3により提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否について開札日前日までに提出者に通知する。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 契約事務担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記4のとおり。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新 1式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県美術館（愛媛県松山市堀之内）
- (6) 入札方法
 - ア (2) についての総価で行う。
 - イ 次により、低入札価格調査制度を適用する。
 - (ア) 調査基準価格を設定する。
 - (イ) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知する。
 - (ウ) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (エ) 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）があった場合、調査を行うため、低価格入札者全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面を提出させる。

調査項目の内容は、次のとおり。

- ・低価格で実施できる理由
- ・入札価格の積算が分かる見積内訳書
- ・労務者の具体的供給の見通し(確保・配置計画)
- ・機械器具等資機材の確保の見通し
- ・過去に受託した業務委託及び契約履行実績の状況
- ・調査資料に対する問い合わせ先
- ・経営状況(貸借対照表及び損益計算書等)
- ・信用状態(業務に関する法律、条例等の違反の有無、賃金不払の状況等)

その他、以下の資料を必要に応じて提出させる。

- ・契約の要員の状況が分かる資料(氏名・職名・従事期間・業務概要等)
- ・手持ち資機材の状況が分かる資料
- ・再委託の予定(再委託予定業者の見積書、過去の取引状況)
- ・その他の必要な事項

2 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法及び受領期限
開札日時に開札場所にて提出すること。

(2) 郵送（簡易書留に限る。）で提出する場合は、開札日時必着とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和8年6月4日（木）午前10時00分

愛媛県美術館本館3階会議室

3 入札書のほかに提出する書類等について

(1) 提出場所

愛媛県美術館総務課総務係

(2) 提出方法及び受領期限

持参又は郵送により、公告日から令和8年5月22日（金）午後5時まで。

(3) 様式等

ア 入札参加申込書（別紙作成例を参考に作成すること。）

イ 履行実績を証明できる資料（契約書の写し及び完成検査証の写し等）

ウ 入札（契約）保証金の免除申請に係る関係書類（免除を希望する場合のみ）

提出部数：各1部

4 契約事務担当者等

(1) 担当者 塩出

(2) 部局名 愛媛県美術館総務課総務係

(3) 所在地 愛媛県松山市堀之内

(4) 電話番号 (089)932-0010